

男鹿市地域活性化起業人設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日付総行応第78号）に基づく地域活性化起業人の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活性化起業人 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（当該企業等が三大都市圏に本社機能を有するものであるときは三大都市圏以外に勤務する者を含み、当該企業等に入社して3月を経過しない者及び当該企業等からの派遣の際現に本市の区域に勤務する者を除く。）であって、6月以上3年以内の期間、継続して本市に派遣され、次条に規定する業務に従事するものをいう。
- (2) 派遣元企業 三大都市圏に所在し、地域活性化起業人を本市に派遣する企業等をいう。

(職務)

第3条 地域活性化起業人は、本市の活性化に資する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域独自の魅力や価値の向上に資する業務
- (2) 安心・安全につながる業務
- (3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(身分等)

第4条 地域活性化起業人は、派遣元企業の社員の身分を有するものとし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として委嘱する。

2 地域活性化起業人の所属、職務内容及び勤務場所は、派遣元企業との間で協議の上定めるものとする。

(委嘱の期間等)

第5条 前条第1項の規定による委嘱の期間は、6月以上1年以内の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市と派遣元企業との間で協議上必要と認めるときは、通算して3年を超えない範囲で同項の期間を延長することができる。この場合における延長は、1年以内の期間ごとに行うものとする。

(協定の締結)

第6条 地域活性化起業人の設置に当たっては、市と派遣元企業との間で次に掲げる事項について協議し、協定書においてこれらを定めるものとする。

- (1) 地域活性化起業人の派遣又は受入れに係る経費負担等
- (2) 地域活性化起業人の給与、勤務時間、休憩時間、休日その他の勤務条件
- (3) 地域活性化起業人に対する公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。）
又は通勤による災害に対する補償
- (4) その他必要な事項
（サービス及び遵守事項）

第7条 地域活性化起業人は、職務の遂行に当たっては、関係法令及び市の条例、規則等を遵守し、誠実に職務を行わなければならない。

- 2 地域活性化起業人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 地域活性化起業人は、本市の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
（執務環境の提供）

第8条 市長は、地域活性化起業人が円滑に業務を遂行できるよう、パソコン、机、椅子等の事務機器及び公用車等の必要な執務環境を提供することができるものとする。

（災害補償）

第9条 地域活性化起業人が市の業務又は通勤途上において死傷、又は疾病にかかった場合の災害補償は、派遣元企業の規定に基づき、派遣元企業が処理するものとする。

（解任）

第10条 市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当したときは、任期中であってもこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) ふさわしくない非行があったとき。
- (4) 派遣元企業から派遣の中止又は変更の申し出があったとき。
- (5) その他解任することが適当と認められるとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。